

ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、ぜんつうじ物価高騰支援券配布事業実施要綱（令和7年善通寺市告示第170号。以下「実施要綱」という。）第8条の規定に基づき、取扱店舗の募集及び事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の意義は、実施要綱に定める用語の例による。

(取扱店舗の登録資格)

第3条 取扱店舗として登録される資格を有する者は、市内に事業所を有する者であって、かつ、本事業を的確に遂行するために必要な組織、人員等を有し、又は有する見込みのある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）その他これに類する法令に基づく更生手続又は再生手続を行っている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 個人事業者にあっては当該個人が、法人その他の団体にあっては当該団体の代表者が、破産者で復権を有しない者又は拘禁刑以上の刑に処せられている者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1項第1号を除く。）に規定する営業を営む者

(取扱店舗の登録)

第4条 取扱店舗として登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗登録申請書及び誓約書兼同意書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(取扱店舗の登録申請期間)

第5条 取扱店舗の登録を申請できる期間は、令和8年1月5日から令和8年9月30日までとする。

(登録審査及び名簿登録)

第6条 市長は、第4条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請内容を確認

及び審査の上、取扱店舗として登録を認めた場合は、ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗登録証明書（第2号様式。以下「取扱店舗登録証明書」という。）を交付することにより、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を行ったときは、取扱店舗名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

（取扱店舗の登録抹消）

第7条 取扱店舗としての登録の抹消を希望する者は、ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗登録抹消届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用制限）

第8条 取扱店舗は、実施要綱第4条第6項各号に掲げる取引の対価として支援券を利用させてはならない。

（取扱店舗の責務）

第9条 取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取扱店舗との間における特定取引において支援券を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が実施要綱第4条第2項に規定する利用期間中に支援券を持参したときは、支援券の額面に相当する特定取引を行うこと。

(2) 実施要綱第4条第6項各号に規定する取引のほか、支援券を利用できない取引がある場合は、利用者に分かりやすく表示すること。

(3) 本要項を遵守するとともに、支援券の普及に努めること。

(4) 支援券について、偽造等の不正利用の疑いがあるときは、当該支援券の受取を拒否するとともに、速やかに市長に申し出ること。

(5) 偽造された支援券については、換金できないことを了承すること。

(6) 市長が本事業について調査等を行うときは、これに協力し、必要な報告等を行うこと。

(7) 支援券の換金期限が令和8年12月25日であることを了承すること。

(8) 利用された支援券を、その対価として行った特定取引以外の特定取引に利用しないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長から指示があった事項

（取扱店舗の登録の取消し）

第10条 市長は、申請内容に虚偽があった場合又は前条各号の規定に違反する行為があ

ると認めた場合は、当該取扱店舗に対し、登録の取消し、支援券の換金の拒否又は損害金の請求を行うことができる。

(届出事項の変更)

第11条 取扱店舗は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱店舗変更届出書（第4号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 取扱店舗登録証明書に記載された事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用された支援券の額面に相当する金銭の振込を希望する預金口座に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により届出書の提出を受けたときは、その内容を確認及び審査の上、変更を認めるものとし、取扱店舗登録証明書の記載事項に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載した取扱店舗登録証明書を当該取扱店舗に交付するものとする。

(換金期間)

第12条 利用された支援券の換金期間は、令和8年5月1日から令和8年12月25日までとする。

2 前項の換金期間を経過した支援券については、換金を行わない。

(換金方法)

第13条 支援券の換金を希望する取扱店舗は、ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗登録証明書及びぜんつうじ物価高騰支援券換金請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）に利用された支援券を添えて、市長が指定する取次金融機関に提出しなければならない。この場合において、取扱店舗は、利用された支援券を100枚（100枚未満の端数がある場合は、当該端数）ごとに1束としてまとめるものとする。

2 取扱店舗の代理人が支援券の換金を請求するときは、委任状を提出しなければならない。

3 取扱店舗又はその代理人は、請求書を提出する際、顔写真付きの本人確認書類等を取次金融機関に提示し、取次金融機関は、当該取扱店舗又はその代理人の本人確認を行うものとする。

(支援金の換金に関する事務の委託)

第14条 支援券の換金に関する事務は、市長が取次金融機関に委託するものとする。

(施行期日)

1 この要項は、令和7年12月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要項は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗登録申請書及び誓約書兼同意書

善通寺市長 様

申請者 住 所

事業者名

印

電話番号

ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗事務取扱要項第4条の規定に基づき、同要項第3条及び第9条に掲げる事項を確認したうえで、下記のとおり取扱店舗としての登録を申請します。

1. 申請者情報

事業者名（屋号）			
代表者氏名			
事業者の所在地	〒		
登録を希望する事業所名	※事業者名と同一の場合は、記入不要。		
事業所の所在地	※事業者の所在地と同一の場合は、記入不要。 〒		
電話番号			
メールアドレス			
業種	1. 小売業 2. 飲食業 3. サービス業 4. その他 ()		
担当者氏名			

2. 振込先口座情報（換金用）

金融機関名			銀行 信組 信金 農協					支店 出張所	
	金融機関コード				支店コード				
預金種目	1 普通 2 当座 (いずれかに○)	口座番号							
口座名義	(フリガナ)								

※ 通帳の写し（表紙・口座情報が分かるページ）を添付してください。

3. 誓約・同意事項

私は、ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗事務取扱要項の内容を理解し、これを遵守するとともに、申請内容に虚偽がないことを誓約します。また、市が本事業に関して必要な調査等を行うことについて同意します。

第2号様式（第6条関係）

ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗登録証明書

下記の事業者を、ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗として登録したことを証明します。

1. 登録事業者の住所及び氏名等 (法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)	
事業者名	
代表者氏名	
所在地	善通寺市 町
2. 取扱店舗の名称及び所在地	
名称	
所在地	善通寺市 町
取扱店舗が行う主たる特定取引の業種 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 ()	

令和 年 月 日

善通寺市長 辻 村 修 印

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗登録抹消届出書

善通寺市長 様

申請者 住 所

事業者名 印

電話番号

下記のとおり、ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗の抹消を届け出ます。

事業者名	
代表者氏名	
事業者の所在地	
抹消を希望する 事業所名	※事業者名と同一の場合は、記入不要。
事業所の所在地	※事業者の所在地と同一の場合は、記入不要。 〒
電話番号	
抹消理由	

第4号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

ぜんつうじ物価高騰支援券取扱店舗変更届出書

善通寺市長 様

申請者 住 所

事業者名 印

電話番号

下記のとおり、登録事項に変更が生じたため届け出ます。

項目		変更前	変更後
登録事業者	事業者名		
	代表者氏名		
	所在地		
取扱店舗	名称		
	所在地		
口座	振込先口座		

※変更内容が確認できる書類を添付してください。

第5号様式（第13条関係）

令和 年 月 日

ぜんつうじ物価高騰支援券換金請求書

善通寺市長 様

申請者 住 所

事業者名 印

電話番号

利用されたぜんつうじ物価高騰支援券を添えて、下記のとおり換金を請求します。

取扱店舗の名称及び所在地	名 称	
	所 在 地	〒
請求支援券枚数		枚
請求額		千円

※支援券は100枚ごとに1束として提出してください。